

デイサービスセンター南風園重要事項説明書
(指定通所介護)



社会福祉法人奄美同仁会

デイサービスセンター南風園

「指定通所介護」

デイサービスセンター 南風園

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 秘密保持及び個人情報保護について	7
6. 苦情の受付について	7
7. 虐待防止措置	8
8. 事故発生時の対応	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 奄美同仁会
- (2) 法人所在地 鹿児島県大島郡徳之島町花徳字後里久 620 番地
- (3) 電話番号 0997-84-0811
- (4) 代表者名 理事長 宮上 寛之
- (5) 設立年月日 平成8年10月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
※当事業所は特別養護老人ホーム 南風園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な共用施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 南風園
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県大島郡徳之島町花徳字後里久 620 番地
- (5) 電話番号 0997-84-0811
- (6) 管理者氏名 中原 淳
- (7) 当事業所の運営方針
良好な環境の中で自己決定に基づく日常生活の介護、リハビリ、生活指導等を通じ、明るく、楽しく、安心して暮らせる施設作りをする。
- (8) 指定年月日 平成13年4月4日

- (9) 通常の事業の実施地域
徳之島町・天城町・伊仙町

- (10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（但し12月31日～1月2日は休業とする）
受付時間	月～土 7：30～18：00
サービス提供時間	月～土 9：15～16：30

- (11) 利用定員 35名

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
管理者（兼務）	1名	1名
生活相談員	1名以上	1名
介護職員	5名以上	5名
看護職員	1名以上	1名
機能訓練指導員（専従）	1名以上	1名
調理員	1名以上	0名
庶務	1名以上	0名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 7：30～18：00 サービス提供時間 9：15～16：30 ☆原則として5人以上の介護職員が勤務します。
2. 看護職員	勤務時間 7：30～18：00 サービス提供時間 9：15～16：30 ☆原則として1名以上の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間 7：30～18：00 サービス提供時間 9：15～16：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④口腔機能改善

- ・食前の嚥下体操と食後の歯磨きの支援を実施します。

<サービス利用料金1割負担の場合（1回あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担）をお支払い下さい。（当事業所で体制を取っている対象加算は下記の①,②,④,⑤,の加算です。）

9：15～16：30の間サービスを利用された場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. うち、介護保険から給付される金額	6,480円	7,650円	8,870円	10,080円	11,300円
3. サービス利用に係る自己負担金	5,832円	6,885円	7,983円	9,072円	10,170円
	648円	765円	887円	1,008円	1,130円

①通所介護入浴介助加算 (500 円)

入浴をされる場合には通所介護入浴介助加算として 50 円の負担となります。

②個別機能訓練加算 I (460 円)

- ・ サービス提供時間帯を通じて常勤の機能訓練指導員等を配置し
- ・ 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者さんの自立の支援と日常生活の充実に資するように複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者さんの生活意欲が増進されるように利用者さんを援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行います。
- ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的に機能訓練が提供された場合、46 円の負担となります。

③サービス提供体制強化加算 I イ (180 円)

当指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であるとき 1 日につき 18 円の負担となります。

④認知症加算(600 円)

認知症高齢者であっても、住み慣れた地域で在宅生活が継続出来る様に、認知症高齢者を積極的に受け入れるための体制を整へ前年度または算定日が属する月の 3 ヶ月の利用者総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が 20%以上であるとき、一日につき 60 円の負担になります。

⑤介護職員処遇改善加算 I

(基本料金+算定加算) × 0.059 が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費（食材料費＋調理費）

ご契約者に提供する食事に係る費用です。

料金：1回あたり350円以内

② レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

利用料金：実費相当額

おむつ代は介護保険給付対象外となっていますのでご負担をお願いいたします。料金：実費相当額

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時及び月締めでお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 郵便局からの自動引き落とし

ウ. 下記指定口座への振込

鹿児島銀行 徳之島支店 普通預金 759391

社会福祉法人奄美同仁会 デイサービス 理事 宮上寛之

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

5. 秘密保持・個人情報保護について

(1)業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、契約期間及び契約終了後においても第三者に開示しません。

(2)但し、前項の規定にかかわらず介護保険法に規定する各介護サービス機関については、その求めに応じて一定の条件の下に介護サービスを提供する上で必要とされる個人情報を開示することがあります。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕生活相談員 作山 武蔵

○苦情受付責任者

〔職氏名〕管理者 中原 淳

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

7：30～18：00

また、苦情受付ボックスをデイサービス事務所に設置しています。

苦情を受け付けた時は以下の要領で対応いたします。

相談・苦情の受付手順

<p>① 相談・苦情の受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者は、利用者からの相談・苦情を随時受け付けるものとする。 ・担当者は、利用者等からの相談・苦情受付に際し、次の事項を福祉サービスに関する相談・苦情受付書（様式 1）に記録し、その内容について申出人に確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 相談・苦情の内容 イ 申出人の希望等 ウ 第三者委員への報告の要否 エ 申出人と責任者（管理者）の話し合いへの第三者委員の助言、立会いの要否 ・責任者並びに第三者委員も直接、相談・苦情を受け付けることができる。 <p>② 相談・苦情受付の報告、確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者は、受け付けた相談・苦情はすべて責任者（管理者）及び第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。 ・投書など匿名の相談・苦情についても福祉サービスに関する相談・苦情受付書に記録し、前号により報告をするとともに、必要な対応を行う。 ・第三者委員は、担当者から相談・苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、申出人に対して報告を受けた旨を福祉サービスに関する相談・苦情受付通知書（様式 2号）により通知する。 <p>③（相談・苦情解決の話し合い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のウ及びエが不要な場合は、申出人と責任者（管理者）の話し合いによる解決を図るものとする。 ・責任者（管理者）は申出人との話し合いによる解決に努める。その際、申出人又は責任者（管理者）は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。 ・第三者委員の立会いによる申出人と責任者（管理者）の話し合いは、次により行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 第三者委員による相談・苦情内容の確認 イ 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認 <p>④ 相談・苦情解決の記録・報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者は、相談・苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面で（様式1号）に記録する。 ・責任者（管理者）は、一定期間毎に相談・苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。 ・責任者（管理者）は、申出人に改善を約束した事項について、申出人及び第三者委員に対して一定期間経過後、福祉サービスに関する相談・苦情処理結果報告書（様式第3号）により報告する。
--

（2）行政機関その他苦情受付機関

徳之島町保健福祉課	徳之島町亀津 7 2 6 3	TEL 0997-82-1111
天城町保健福祉課	天城町平土野 2 6 9 1	TEL 0997-85-5348
伊仙町保健福祉課	伊仙町伊仙 1 8 4 2	TEL 0997-86-3111
国民健康保険団体連合会	鹿児島市鴨池新町 7 - 4	TEL 099-206-1084
第 3 者委員（評議員）	福田 すな子	TEL 0997-82-0232
	赤崎 富千郎	TEL 0997-84-1058

7. 虐待防止措置

- 1 事業所の従業者は、サービス提供に際し以下の行為をしてはなりません。
 - ① 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力
 - ② 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
 - ③ 利用者を養護すべき職務上の義務を怠ること
 - ④ 利用者に対する暴言又は著しく拒絶的な対応
 - ⑤ 利用者に対するわいせつ行為、高齢者をしてわいせつな行為をさせること
 - ⑥ 利用者の財産の不当処分、又は当該利用者からの不当な利益供与
- 2 事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見と防止に努めるものとする。
- 3 事業所は高齢者虐待の防止について、従業者への研修を実施するとともに、サービス提供を受ける利用者及び家族からの相談・苦情の受付、処置体制の充実を図るものとする。
- 4 高齢者虐待の解決に当たっては、複数の職員や地域民生委員、市町村の関係機関と連携を取り、定期的・継続的に取り組むものとする。

8. 事故発生時の対応

事故が発生したときは以下の要領で対応いたします。

<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応 ・救急時の連絡先 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な職員に協力を求めます。 ・身近な看護職員への連絡をとり状況に応じ、バイタルチェックを行います。 ・救急車への連絡（119番）。 ・携帯電話で救急車の連絡をする場合（0997-83-3160） ・南風園（84-0811）・宮上病院（82-0002）
---	---

看護職員等に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況を看護師に連絡します。
----------	---

家族に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員・現場担当者は状況を確認しその都度家族に連絡します。 ・看護職員・現場担当者は状況を確認し上司に連絡します。 ・看護職員は状況を確認し主治医と連絡をとり病院受診等の措置をとります。 ・管理者・看護職員又は現場担当者は本人、家族に状況を説明します。
上司に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長（090-8913-7914） ・管理者（090-9586-9174） ・生活相談員（090-4340-7957） ・介護支援専門員

<p>事故の状況を保険者に連絡いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳之島町 徳之島町亀津（0997-82-1111） ・天城町 天城町平土野（0997-86-3111） ・伊仙町 伊仙町伊仙（0997-85-3111）

<p>居宅介護支援事業所に連絡します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南風（84-0811） ・徳之島町社協（83-1205） ・伊仙町社協（86-4194） ・天城町社協（85-5093） ・徳洲会介護センター（83-1087） ・生協サービスセンターとくのしま（81-2755）

賠償すべき事故	損害賠償手続きを速やかに行ないます。
---------	--------------------

※ 事故報告書で速やかに記録し報告をします。

※ 事故に至らない場合にも必ずヒヤリハットに記録して安全なサービスの提供に努めます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 デイサービスセンター 南風園
説明者職名.....氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明及び交付を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者.....住所.....氏名.....印

家族代表.....住所.....氏名.....印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 98 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
平成 24 年 8 月 1 日より施行する。
平成 24 年 12 月 1 日より施行する。
平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
平成 29 年 7 月 1 日より施行する。
平成 30 年 7 月 1 日より施行する。
平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
令和元年 10 月 1 日より施行する。